

かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会規程(かずさ水道広域連合企業団訓令第7号)第1条に規定する業者(以下「指名業者」という。)の選定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(選定の時点)

第2条 指名業者の選定時点は、選定を必要とする建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借(以下「建設工事等」という。)の執行伺の決裁終了後とする。

(審査会の招集日時)

第3条 かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会の招集日時は、原則として火曜日午後1時30分とする。

(指名業者の選定)

第4条 指名業者の選定にあたっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の規定によるものとする。

2 木更津市内、君津市内、富津市内及び袖ヶ浦市内に本店を有する業者(以下「市内業者」という。)育成の観点から、当該4市内業者を第一に選定対象として検討するものとする。また、木更津市内、君津市内、富津市内及び袖ヶ浦市内の支店又は営業所等に契約の締結等に関する権限を委任している業者(以下「準市内業者」という。)については、当該4市内業者に準じた選定をするものとし、市内業者及び準市内業者以外の業者については建設工事等の内容等により必要な都度選定するものとする。

(指名業者選定の留意事項)

第5条 指名業者の選定に際し、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 建設工事等の成績
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 建設工事においては手持工事の状況
- (7) 建設工事においては技術的適性度
- (8) 建設工事においては地理的条件

(指名業者選定数)

第6条 選定業者数は、一の指名競争入札において、設計金額に応じおおむね次の基準によるものとする。

- (1) 設計金額500万円未満にあつては5者以上

- (2) 計金額500万円以上1,000万円未満にあつては6者以上
- (3) 設計金額1,000万円以上5,000万円未満にあつては7者以上
- (4) 設計金額5,000万円以上1億円未満にあつては8者以上
- (5) 設計金額1億円以上2億円未満にあつては10者以上
- (6) 設計金額2億円以上にあつては12者以上

(等級別選定基準)

第7条 建設工事においては、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において等級の格付がされている工事種類については、その工事種類及び設計金額に応じ、下表の区分による等級の業者を選定するものとする。

等級 工事種類	A	B	C
土木一式工事	7,000万円以上	7,000万円未満 2,000万円以上	2,000万円未満
建築一式	8,000万円以上	8,000万円未満 2,000万円以上	2,000万円未満
電気工事	1,500万円以上	1,500万円未満 500万円以上	500万円未満
管工事	3,000万円以上	3,000万円未満	/
ほ装工事	2,500万円以上	2,500万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満
その他工事	2,000万円以上	2,000万円未満 500万円以上	500万円未満

- 2 前条の規定により選定対象となる等級の業者数が第6条に規定する選定業者数に満たない場合などのほか、特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず当該等級のそれぞれ直近の上位又は下位に格付された者の中から選定することができるものとする。ただし、一の建設工事について、直近の上位及び下位に格付けされた者を同時に選定することは、できないものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認めた場合は、第1項及び前項の規定にかかわらず建設業者を選定することができるものとする。
 - (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
 - (2) 数年度にわたり継続して施工する工事
 - (3) 主として請負った建設工事と密接な関連のある工事
 - (4) 試験のため施工する工事
 - (5) 鉄筋コンクリート造りの建物、鉄骨造りの建物、特殊設備工事及びこれらの修繕工

事

(6) 災害その他の理由により緊急に施工を必要とする工事

(特例)

第8条 次の各号に該当する建設工事等について特に必要と認めた場合は、かずさ水道広域
連合企業団入札参加資格者名簿に登載されていない業者を選定することができる。

(1) 特殊な工法又は技術を必要とする工事

(2) 特殊事情のため他の官公署より委託され又は密接な関連性のある工事

(3) 災害時における応急復旧工事

(4) 主として請け負った工事と密接な関連性のある工事

(5) 特殊な機械を購入設置するとき

(6) 建設工事用材料が特殊な製品であるとき

(7) 建設業法（昭和31年法律第100号）第3条第1項ただし書きの規定により政令
で定める軽微な工事

(8) その他事務上特に必要があると認めた物件の購入のとき

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。